

# 兵庫県公報

令和4年9月2日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 人事委員会規則

ページ

○ 職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

## 公布された法令のあらまし

◎ 職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第7号)  
警察本部の組織改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年9月2日

兵庫県人事委員会  
委員長 田 中 基 康

### 兵庫県人事委員会規則第7号

#### 職員の給与に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。  
別表第23の3の項中

「

- オ 生活安全特別捜査隊長
- カ 第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長
- キ 鉄道警察隊長
- ク 運転免許試験場長
- ケ 交通機動隊長
- コ 高速道路交通警察隊長
- サ 機動隊長
- シ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長
- ス 警察署長
- セ 警察署の副署長

」

を

「

- オ 特殊詐欺特別捜査隊長
- カ 生活安全特別捜査隊長
- キ 第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長
- ク 鉄道警察隊長
- ケ 運転免許試験場長
- コ 交通機動隊長
- サ 高速道路交通警察隊長
- シ 機動隊長
- ス サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長
- セ 警察署長
- ソ 警察署の副署長

」

に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1警察本部の款を次のように改める。

警察本部	(1) 参事官 (2) 監察官室長 (3) 監察官 (4) 警察学校長	2種
	(1) 本部及び市警察部の課長 (2) 訟務官 (3) 科学捜査研究所長 (4) 機動捜査隊長 (5) 特殊詐欺特別捜査隊長 (6) 生活安全特別捜査隊長 (7) 第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長 (8) 鉄道警察隊長 (9) 運転免許試験場長 (10) 交通機動隊長 (11) 高速道路交通警察隊長 (12) 機動隊長 (13) サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長 (14) 警察署長 (15) 警察署の副署長（灘、生田、西宮、尼崎南、明石、加古川及び姫路警察署の副署長に限る。） (16) 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）	3種
	(1) 参事（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (2) 管理官 (3) 警察署の副署長（東灘、葺合、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、甲子園、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び飾磨警察署の副署長に限る。）	4種
	(1) 本部及び市警察部の課（室・所・場）の次席 (2) 機動捜査隊副隊長 (3) 特殊詐欺特別捜査隊副隊長 (4) 生活安全特別捜査隊副隊長 (5) 第一機動パトロール隊副隊長及び第二機動パトロール隊副隊長 (6) 鉄道警察隊副隊長 (7) 交通機動隊副隊長 (8) 高速道路交通警察隊副隊長 (9) 機動隊副隊長 (10) サイバーセキュリティ・捜査高度化センター次席 (11) 警察学校副校長 (12) 警察署の副署長（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、明石、加古川、姫路及び飾磨警察署の副署長を除く。）	5種

附 則

この規則は、令和4年9月14日から施行する。